

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・施行規則（抜粋）

条例	施行規則
<p>第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策</p>	<p>第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策</p>
<p>第一節 自動車環境管理計画書</p>	
<p>(自動車環境管理計画書の作成等)</p> <p>第二十八条 都内(島しょ地域に存する町村の区域を除く。以下この章において同じ。)の事業所における規則で定める台数以上の自動車(道路運送車両法(以下この章において「法」という。)第三条により定められる小型自動車及び軽自動車のうちそれぞれ二輪のものを除く。)の使用者(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十四条に規定する使用者をいう。以下「特定事業者」という。)は、知事が別に定める自動車もたらす環境への負荷を低減するための指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車の使用を合理化するための措置等の事項を記載した計画書(以下「自動車環境管理計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 特定事業者は、自動車環境管理計画書の内容を変更したときは、当該変更した事項について記載した計画書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(自動車環境管理計画書の提出等)</p> <p>第十六条 条例第二十八条第一項に規定する規則で定める台数は、三十台とする。</p> <p>2 条例第二十八条第一項に規定する自動車環境管理計画書は、令和四年度から始まる五箇年度ごとの各期間(以下この条において「自動車環境管理期間」という。)を計画期間として作成するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間を計画期間として作成するものとする。この場合において、これに引き続く自動車環境管理計画書の計画期間は、前項と同様とする。</p> <p>一 条例第二十八条第一項に規定する特定事業者が該当することとなった日(以下この条において「特定事業者該当日」という。)が自動車環境管理期間の開始年度の翌年度の四月一日から終了年度の十二月三十一日までの間である場合 当該特定事業者該当日の属する年度から当該年度の属する自動車環境管理期間の終了年度までの期間</p> <p>二 特定事業者該当日が自動車環境管理期間の終了年度の一月一日から三月三十一日までの間である場合 当該特定事業者該当日が属する自動車環境管理期間の次の自動車環境管理期間</p> <p>4 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、特定事業者該当日又は計画期間が満了した日から三月以内に、別記第六号様式による自動車環境管理計画書提出書に、条例第二十八条第一項に規定する指針(以下「自動車環境管理指針」という。)に基づき作成する自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。</p> <p>5 条例第二十八条第二項の規定による計画書の提出は、自動車環境管理計画書の内容を変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の二による自動車環境管理計画書変更提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する変更後の自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。</p>
<p>(実績の報告)</p> <p>第二十九条 特定事業者は、毎年度、自動車環境管理計画書に記載された事項に係る前年度の実績を記載した報告書(以下「実績報告書」という。)を、知事が別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(実績報告書の提出)</p> <p>第十六条の二 条例第二十九条の規定による実績報告書の提出は、五月末日までに、別記第六号様式の三による自動車環境管理実績報告書提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する自動車環境管理実績報告書を添付して行わなければならない。</p>
<p>(指導及び助言)</p> <p>第三十条 知事は、自動車環境管理計画書及び実績報告書の内容が第二十八条第一項の指針に照らして不十分であると認めるときは、自動車もたらす環境への負荷を低減するための措置に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。</p>	
<p>(自動車環境管理計画書及び実績報告書の公表)</p> <p>第三十一条 知事は、特定事業者から自動車環境管理計画書又は実績報告書の提出があったときは、その内容を公表することができる。</p>	
<p>(勧告)</p> <p>第三十二条 知事は、自動車環境管理計画書又は実績報告書を正当な理由なく提出しない者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができる。</p>	
<p>(自動車環境管理者の選任)</p> <p>第三十三条 特定事業者は、次に掲げる職務を行う自動車環境管理者を一名選任し、知事に届け出なければならない。</p> <p>一 自動車環境管理計画書に記載された事項の実施状況の把握</p> <p>二 自動車環境管理計画書に記載された事項に係る自動車の運行等</p>	<p>(自動車環境管理者の選任及び変更の届出)</p> <p>第十六条の三 条例第三十三条第一項又は第二項の規定による届出は、自動車環境管理者を選任し、又は変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の四による自動車環境管理者選任(変更)届出書により行わなければならない。</p>

<p>に従事する者への指導及び監督</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、自動車もたらす環境への負荷を低減するために必要な業務</p> <p>2 特定事業者は、自動車環境管理者を変更した場合は、知事に届け出なければならない。</p>	
<p>(違反者の公表)</p> <p>第一百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十二第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第二百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>	
<p>(罰則)</p> <p>第一百六十三条 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。</p> <p>一 第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第九十九条の規定による計画書又は第一百一十一条第二項の規定による方法書を提出しなかった者</p> <p>二 第五条の九第一項若しくは第二項、第八条の十一第一項若しくは第二項、第八十七条(第九十三条第一項の規定により準用する場合を含む。)又は第八十八条第三項(第九十三条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>三 第五条の九第四項、第二十九条、第一百十条第一項又は第一百五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	
<p>第二節 自動車から発生する排出ガス及び温室効果ガス対策</p>	
<p>(自動車等の使用及び利用の抑制の努力義務)</p> <p>第三十三条の二 自動車又は法第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を使用し、又は利用する者は、事業、日常生活その他の活動において、自動車等の効率的な使用又は利用や公共交通機関への利用転換などにより、自動車等の使用又は利用を抑制するよう努めなければならない。</p>	
<p>(低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務)</p> <p>第三十四条 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスを発生しないか、若しくは排出ガスの発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能(エネルギーの消費量との対比における自動車の性能として規則で定めるものをいう。以下同じ。)が相当程度高いものとして知事が指定する自動車(以下「低公害・低燃費車」という。)又は排出ガスの発生量がより少なく、かつ、燃費性能がより高い自動車等を使用し、又は利用するよう努めなければならない。</p> <p>2 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスの発生量が相当程度大きいものとして知事が指定する自動車を使用し、又は利用しないように努めなければならない。</p>	<p>(燃費性能)</p> <p>第十六条の四 条例第三十四条第一項に規定するエネルギーの消費量との対比における自動車の性能として規則で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。</p> <p>一 揮発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第一百五十一条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものに限る。) 当該エネルギー消費効率の値</p> <p>二 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第一百五十一条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものを除く。) 当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて算出された当該エネルギー消費効率に相当する値</p>
<p>(低公害・低燃費車の導入義務)</p> <p>第三十五条 自動車の使用者(自動車の賃貸等を業とする者にあつては、所有者とする。)のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、次に掲げる区分の割合を、それぞれ規則で定める割合以上としなければならない。</p> <p>一 事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車(知事が別に定める自動車に限る。次号において「特定低公害・低燃費車」という。)の台数の割合</p> <p>二 事業の用に供する自動車のうち規則で定める乗用車の台数に対する特定低公害・低燃費車のうち知事が別に定める乗用車の台数の割合</p>	<p>(特定低公害・低燃費車の導入義務)</p> <p>第十七条 条例第三十五条に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び被けん引自動車を除くものとする。</p> <p>2 条例第三十五条に規定する規則で定める台数は、二百台とする。</p> <p>3 条例第三十五条第一号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、三十パーセントとする。</p> <p>4 条例第三十五条第二号に規定する規則で定める乗用車は、第一項の自動車のうち軽自動車を除いたものであつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの(これを改造した特種の用途に供するものを含む。)とする。</p> <p>5 条例第三十五条第二号に規定する割合に係る規則で定める割合</p>

	<p>は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める乗用車に換算した場合において、二十パーセントとする。</p>
	<p>附則（令和三年規則第三二一号）</p> <p>1 この規則は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十七条第三項の規定は、施行日から令和九年三月三十日までの間にあっては、同項中「三十パーセント」とあるのは「十五パーセント」と読み替えて、適用する。</p> <p>3 新規則第十七条第五項の規定は、施行日から令和九年三月三十日までの間にあっては、同項中「二十パーセント」とあるのは「別に定める割合」と読み替えて、適用する。</p>
<p>（勧告）</p> <p>第三十六条 知事は、正当な理由なく、前条の規定に違反して低公害・低燃費車の導入を怠った者に対して、必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p>	
<p>（違反者の公表）</p> <p>第五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十二第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第一百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>	
<p>第三節 エコドライブ</p>	
<p>（エコドライブの努力義務）</p> <p>第五十一条の二 自動車等を運転する者は、その自動車等から発生する排出ガス及び排出する温室効果ガスを最少限度にとどめるための適切な運転及び適正な管理（以下「エコドライブ」という。）を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等の運転者に対して、エコドライブを行わせるために適切な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	